

うつくしま ふくしま 土地改良だより

No.531

平成31年 1月



初春

亥（郷土民芸）

目 次

●新年のごあいさつ（車田水土里ネット福島会長）	2
●新年を迎えて（進藤参議院議員）	3
●新年挨拶（宮崎全国水土里ネット会長会議・顧問）	4
●平成30年度 第1回理事会開催	6
●平成30年度 第2回理事会開催	6
●第41回全国土地改良大会（宮城大会）	7
●ISO9001：2015 定期審査	8
●平成31年度 農林水産予算の骨子（H30.12現在）	9
●平成31年度予算 概算決定の概要（H30.12現在）	10
●要請活動	25
●「土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）」について	30
●福島県土地改良団体職員連絡協議会第42回総会及び業務研修会を開催	32

●水土里ネット福島主催等による研修会	33
●第16回 治右衛門の堰「あじさい祭り」	36
●「献上桃の郷 西根堰ふるさとウォーク」	36
●千五沢ダム見学会	37
●栗本堰を訪ねる小学生勉強会	37
●第15回水土里ネット・施設めぐり健康ウォーク	38
●白河市イベント「まるごと白河」	38
●「西根堰開削400年記念式典」開催	39
●「小川町土地改良区」解散記念式典（いわき市）	39
●「ふくしま むらの輝き2018」写真コンテスト	40
●水土里ネット福島に対するアンケート調査結果	42

活力ある農業・農村づくりを
お手伝いします。



水土里ネット福島



新年のごあいさつ

みどり
水土里ネット福島

(福島県土地改良事業団体連合会)

会長 **車 田 次 夫**

平成31年の新春を迎えられましたこと、謹んでご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、ご壮健で良き新年を迎えられたことと、心からお慶びを申し上げます。

また、日頃より本会の業務推進に格別のご理解とご協力を頂いておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、去年は改正土地改良法が成立し、准組合員制度の創設など、土地改良区の組織運営基盤の強化に向けた対策が施行されるとともに、更に、一昨年の改正では、農地中間管理機構と連携した新たな基盤整備事業の創設による農業競争力の強化に向けた施策が創設されるなど、土地改良を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。

農業従事者の減少や、農村の混住化がますます進んでいくことが見込まれる中で、将来にわたり農業水利施設を適正に管理していくことは、私たち土地改良関係者に課せられた大きな使命でもあります。

土地改良区は農村環境の保全を始め、地域で取り組む様々な活動に関わるなど、その存在意義は大きなものがあります。

本会といたしましても、土地改良区は地域農業を守る重要な組織であるということを踏まえながら、会員の皆様と一緒に本県農業の振興・発展に努めて参ります。

また、昨年6月に、本会は設立60周年を迎えることができました。

これまで、会員の皆様に支えられて歩んで参りましたが、今後とも、本県農業の振興・発展に努めて参りますので、なお、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様にとって新しい年が幸多い年となりますよう、お祈り申しあげまして新年のご挨拶といたします。



新年を迎えて

全国水土里ネット会長会議顧問

参議院議員 ^{しん}進 ^{どう}藤 ^{かね ひ こ}金子

新年明けましておめでとうございます。昨年は、自然災害が頻発した年でした。被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。平成最後の年となる今年も、「平成」の由来の如く「地平天成」（地平らかにして天なる：国の内外、天地とも平和が達成される）の年になることを強く願いたいと思います。

さて、昨年末に平成30年度第2次補正予算と平成31年度当初予算の政府原案が閣議決定されました。土地改良予算としては、総額で6,451億円（30年度補正：1,488億円、31年度当初：4,963億円）を確保することができました。これもひとえに、農業改革の推進に不可欠な土地改良の実施に向けた現場からの強い要請と関係者の皆様の熱意を、政府と与党にしっかりと受け止めていただいた結果です。予算は、人任せでは確保できない、自ら汗をかき実働して確保する、まさに「闘う土地改良」の成果であると言えます。この貴重な予算が一日も早く現場に届くよう、今次通常国会で早期成立に向けて努力してまいります。

今回の予算の特徴は、何と言っても「国土強靱化」に重点が置かれたことです。重要インフラの緊急点検等を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」として補正と当初を合わせて1,091億円計上され、制度的にも防災重点ため池整備等で大幅な拡充がなされました。また、ここ2回にわたる土地改良法の大改正を踏まえ、土地改良区の複式簿記の義務化等に対応した土地改良区体制強化事業が整備されるなど、現場の声に即した具体的な対応策も示されました。農業競争力強化関係でも現場の実態に即した要件設定やハードとソフトの連携強化策などが盛り込まれています。今回の予算は、土地改良の原点である現場重視の視点が更に強化されたものとなっています。この貴重な予算を効率的、効果的に執行し、土地改良に対する国民の皆様の期待に応えていくことが重要です。

また、東日本大震災により大きな被害を受けた福島県浜通り地方では農業農村の復旧・復興が多くの方々の努力により着実に進められておりますが、復興創生期間終了後においても必要な取組が確実に実施されるよう、復旧・復興事業が完了するまで、十分な対策と予算をしっかりと確保していかなければならないと考えております。

皆様、ご案内のとおり私の同志である宮崎雅夫（まさお）さん（全国水土里ネット会長会議顧問）も「土地改良は未来への礎」を訴えて全国各地を精力的に巡回しています。宮崎さんと私が皆様と連携して「闘う土地改良」を共闘できるようにご指導とご支援を心からお願い申し上げます。

本年も引き続き皆様と一緒にあって諸課題の解決に向けて専心努力してまいります覚悟です。本年が皆様にとってご家族共々素晴らしい一年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。



新年挨拶 「闘う土地改良」―未来への礎を築くために

全国水土里ネット会長会議

顧問 宮崎 まさお

新年明けましておめでとうございます。皆様方にはおかれましては、良き年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

私にとっては、いよいよ決戦の年となりました。

全国の関係者の皆様の土地改良に対する熱い思いに触発され、全国水土里ネットの二階俊博会長が提唱された「闘う土地改良」の旗のもと、不退転の覚悟で政治活動に取り組むことを決意し、一昨年末、30年間勤めた農林水産省を地域整備課長を最後に退職しました。昨年1月には全国水土里ネット会長会議顧問を仰せつかり、この一年間、全国各地で地域の実情や意見をつぶさに拝聴させていただきました。これまでの移動距離は地球5周分の20万kmになりました。

昨年は、西日本豪雨や北海道胆振東部地震をはじめとする地震、台風、さらには噴火など、全国各地で自然災害が相次ぎました。被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、被災地の一日も早い復旧・復興を願ってやみません。また、被災地の状況をお聞きするたびに、防災・減災対策は一刻の猶予も許されないとの思いを強くしています。

私の実家は兵庫県の農家です。田んぼや山に囲まれて育ちましたが、この一年全国を訪問する中で、450万haの農地と40万kmに及ぶ農業用水路・排水路、そしてこれを支える土地改良組織が一体となって、食料の安定供給と多面的機能の発揮を通じ、国民の食とくらしを支えていることを改めて実感しました。

土地改良は、先人が創り上げてきた農地やかんがい排水施設などをそれぞれの時代に応じて整備を行い、次の世代に引き継いでいくシステムです。つまり、土地改良は、現在の農業の発展はもとより、日本の「未来への礎」を築くものであると考えています。

私は、現場でお聞きした様々な課題を解決し、日本のすばらしい農山漁村を「未来への礎」として、子どもや孫たちに引き継いでいくため、「**大切な農地と水を守る**」「**農山漁村を災害から守る**」「**美しい農山漁村を守る**」という**3つの目標**のもと、これを実現するため、土地改良の安定的な予算確保や災害に強い農山漁村づくりなど、**7つのチャレンジ**に全力で取り組んでいく考えです。

とりわけ土地改良予算については、「闘う土地改良」の旗のもと、関係者の努力により回復基調にはありますが、地域の切実な要望に応えるためには、当初予算の回復・拡大が必要です。

国政の場において、進藤金日子議員が「闘う土地改良」の先陣を担っておられますが、私もその一翼となれるよう、全身全霊をもって活動に打ち込んでいく考えです。そして、現場と国政の間を、私の好きなテニスのボールのように素早く往復し、現場の声を施策に反映していき

たいと考えています。

今年は天皇陛下が御退位され、元号が変わる大きな節目の年です。新しい時代の始まりの年でもあり、土地改良にとっても大きく羽ばたく年にしなければなりません。皆様の土地改良に対する熱い思いと大きな力を、私、宮崎まさおに賜りますようお願いいたします。

むすびに、本年が皆様にとって実り多き年となりますように祈念いたしまして、私の新年のご挨拶といたします。

宮崎まさお3つの目標

○大切な農地と水を守る！ ○農山漁村を災害から守る！ ○美しい農山漁村を守る！

7つのチャレンジ

1. 土地改良の安定的な予算確保にチャレンジ
2. 災害に強い農山漁村づくりにチャレンジ
3. 農地や水を守り育てる体制の強化にチャレンジ
4. 自然豊かな美しい農山漁村の継承にチャレンジ
5. 世界に日本の農林水産業と農山漁村のすばらしさの発信にチャレンジ
6. 女性の視点を大切にした農山漁村政策の展開にチャレンジ
7. 農林水産業と農山漁村への国民の理解づくりにチャレンジ

平成30年度 第1回理事会開催

平成30年度第1回理事会が、6月25日(月)、県土地改良会館役員会議室において開催された。
車田会長より挨拶の後、会長を議長として議事に入り各議案が審議され、慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。

提出議案

- 議案第1号 平成29年度事業報告・財産目録及び収支決算の承認について
- 議案第2号 平成30年度一般賦課金の免除会員について
- 議案第3号 定款の一部改正について
- 議案第4号 諸規程の一部改正について
- 議案第5号 期末手当について



平成30年度 第2回理事会開催

平成30年度第2回理事会が、12月18日(火)、県土地改良会館役員会議室において開催された。
理事会は、会長を議長として議事に入り提案された各議案が慎重審議の結果、全議案とも原案どおり可決承認された。

提出議案

- 議案第1号 諸規程の一部改正について
- 議案第2号 平成30年度事業変更計画及び収支補正予算について



第41回全国土地改良大会（宮城大会）

第41回全国土地改良大会が、平成30年10月16日(火)、全国土地改良事業団体連合会及び宮城県土地改良事業団体連合会の主催により、“先人の意志を受け継ぐ「伊達の地」に水土里の絆 復興の歩み”をテーマに、宮城県利府町の「宮城県総合運動公園（グランディ21）」を会場に全国から、6,000名を超える土地改良関係者が集まり開催された。



宮城県土地改良事業団体連合会
伊藤会長挨拶



全国土地改良事業団体連合会
二階会長挨拶

式典では、まず開催地である宮城県土地改良事業団体連合会の伊藤康志会長が挨拶し、続いて、全国土地改良事業団体連合会の二階俊博会長が主催者挨拶、開催地を代表して宮城県村井嘉浩知事から歓迎のことは、小里泰弘農林水産副大臣、宮城県選出の小野寺五典衆議院議員並びに進藤金日子参議院議員から来賓祝辞のあと、土地改良事業功績者表彰が行われた。

福島県からは、永年に亘り土地改良事業の推進に多大のご尽力をいただいた下山田嘉七 井上用水堰土地改良区理事長が全国土地改良事業団体連合会長表彰を受賞された。

続いて、村井宮城県知事、室本隆司農林水産省農村振興局長による基調講演、また、基調報告として、全国水土里ネット会長会議顧問 宮崎雅夫氏をコーディネーターにパネルディスカッション、また、宮城県の優良地区事例が紹介された。

大会宣言では、宮城県農業高等学校の島貫萌さんと寺崎大蔵さんが、「ここに集う私たちは東日本大震災を始めとする災害からの早期復旧・復興を実現するとともに、農業農村整備事業の着実な推進により、先人たちの叡智の結集であるかけがえのない農業・農村を守り、育み、『水(みず)』と『土(つち)』と『里(さと)』をしっかりと未来に引き継いでいくことを、ここ、“伊達の地”宮城から高らかに宣言します」と大会宣言を行い、次期開催地の岐阜県に大会旗が引き継がれ、式典は盛会のうちに閉会した。



都道府県土地改良事業団体連合会
会長会議顧問 進藤参議院議員祝辞



全国土地改良事業団体連合会会長表彰
下山田嘉七 井上用水堰土地改良区理事長

ISO9001：2015 定期審査

平成30年12月3日(月)～5日(水)の3日間にわたり、認証機関である(一財)日本品質保証機構(JQA)の審査が行われた。

当審査は、対象となるマネジメントシステムについて、審査基準への適合の決定、該当する法令・規制及び契約上の要求事項を満たすための能力の評価ならびに、特定した目的を継続して満たすための有効性についての評価が行われる。

今回は定期審査であり、当概マネジメントシステムが継続して要求事項に適合しているか否かの審査が行われ、受託、委託、購買、教育訓練、設計、工事監理、換地、測量等の各プロセス／部門が審査を受けた。

その結果、適用規格〔ISO9001：2015〕の中で改善指摘事項が発見されず、登録されているマネジメントシステムについては、システムが継続されていると判断する、との審査報告がされた。



トップマネージメントインタビュー



購買プロセス



設計プロセス



工事管理プロセス



換地プロセス



測量プロセス 現地による確認 (前田川地区)

平成31年度 農林水産予算の骨子 (H30.12現在)

1. 総括表

区 分	30年度 予 算 額	31年度概算決定額			30年度補正追加額		C + D + E
		「臨時・特別の措置」を含まない A	「臨時・特別の措置」 B	概算決定額 C = A + B	1次補正 D	2次補正 E	
農林水産予算総額 (対前年度比)	23,021 —	23,108 100.4%	1,207	24,315 105.6%	974	5,027	30,316
1. 公共事業費 (対前年度比)	6,860 —	6,966 101.5%	1,200	8,166 119.0%	922	2,371	11,459
一般公共事業費 (対前年度比)	6,667 —	6,770 101.5%	1,200	7,970 119.5%	52	2,035	10,057
災害復旧等事業費 (対前年度比)	193 —	196 101.7%	0	196 101.7%	870	336	1,402
2. 非公共事業費 (対前年度比)	16,161 —	16,142 99.9%	7	16,149 99.9%	52	2,656	18,857

- (注) 1. 金額は関係ベース。
2. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
3. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

2. 公共事業費一覧

区 分	30年度 予 算 額	31年度概算決定額			30年度補正追加額		C + D + E
		「臨時・特別の措置」を含まない A	「臨時・特別の措置」 B	概算決定額 C = A + B	1次補正 D	2次補正 E	
農業農村整備 (対前年度比)	3,211	3,260 101.5%	511	3,771 117.5%	—	1,413	5,184
林 野 公 共 (対前年度比)	1,800	1,827 101.5%	441	2,269 126.0%	52	325	2,646
治 山 (対前年度比)	597	606 101.5%	250	856 143.3%	52	143	1,051
森 林 整 備 (対前年度比)	1,203	1,221 101.5%	192	1,413 117.4%	—	182	1,595
水産基盤整備 (対前年度比)	700	710 101.5%	190	900 128.6%	—	239	1,139
海 岸 (対前年度比)	40	45 112.9%	8	53 133.0%	—	8	61
農山漁村地域整備交付金 (対前年度比)	917	927 101.2%	50	977 106.6%	—	50	1,027
一般公共事業費計 (対前年度比)	6,667	6,770 101.5%	1,200	7,970 119.5%	52	2,035	10,057
災 害 復 旧 等 (対前年度比)	193	196 101.7%	—	196 101.7%	870	336	1,402
公共事業費計 (対前年度比)	6,860	6,966 101.5%	1,200	8,166 119.0%	922	2,371	11,459

- (注) 1. 金額は関係ベース。
2. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
3. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。
4. 農業農村整備事業関係予算については、
・ 31年度概算決定額（臨時・特別の措置を除く）として4,418億円（農業農村整備事業3,260億円、農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分650億円、農地耕作条件改善事業（非公共）300億円、農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）208億円の合計）
・ 31年度概算決定額（臨時・特別の措置）として546億円（農業農村整備事業511億円、農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分35億円の合計）
・ 30年度補正額として1,488億円（農業農村整備事業1,413億円、農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分35億円及び中山間地域所得向上支援事業（非公共）のうち基盤整備分40億円の合計）を措置しており、その総合計は6,451億円（臨時・特別の措置を除くと5,905億円）。

平成31年度予算 概算決定の概要 (H30.12現在)

【農村振興局】

1. 主要予算総括表

(単位：億円)

事 項	30年度 当初予算額	30年度 補正予算額	31年度概算決定額			
			「臨時・特別の措置」を除く A	「臨時・特別の措置」 B	概算決定額 A + B	対前年度比 (%)
一般会計						
公共事業	4,242	2,055	4,306	566	4,872	114.9%
農業農村整備事業	3,211	1,413	3,260	511	3,771	117.5%
農山漁村地域整備交付金	917	50	927	50	977	106.6%
海岸事業	33	5	36	5	41	123.5%
災害復旧事業等	82	587	83	—	83	101.7%
非公共事業	1,552	85	1,569	—	1,569	101.1%
農村振興局予算総額	5,794	2,140	5,875	566	6,441	111.2%

- (注) 1 計数整理の結果、異動を生じることがある。
2 農山漁村地域整備交付金は、林野庁及び水産庁分を含む農林水産省の全体の額である。
3 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

2. 非公共予算の概要

(単位：百万円)

事 項	30年度 当初予算額	30年度 補正予算額	31年度 概算決定額	対前年度比 (%)
主な事項				
農地耕作条件改善事業	29,832	—	29,950	100.4%
農業水路等長寿命化・防災減災事業	20,020	—	20,813	104.0%
多面的機能支払交付金	48,401	—	48,652	100.5%
中山間地域等直接支払交付金	26,340	—	26,344	100.0%
農山漁村振興交付金 ※「農泊」の推進、山村活性化支援交付金を含む	10,070	—	9,809	97.4%
鳥獣被害防止総合対策交付金	10,350	334	10,227	98.8%
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	150	210	150	100.0%
有明海再生対策（農村振興局計上分）	1,000	—	1,000	100.0%
[TPP等関連対策]				
中山間地域所得向上支援対策	—	8,000	—	—
農村振興局 非公共予算総額	155,223	8,544	156,879	101.1%

- (注) 1 計数整理の結果、異動を生じることがある。
2 農村振興局非公共予算総額については、主な事項以外の事業等も含めた総額である。

平成31年度 農業農村整備事業関係予算 概算決定の概要

(単位：億円)

		30年度 予 算 額	31年度概算決定額			30年度 補正追加額 (1次・2次) D	合計 C + D
			「臨時・特別の措置」を除く A	「臨時・特別の措置」 B	概算決定額 C = A + B		
農業農村整備事業（公共）		3,211	3,260 (101.5%)	511	3,771 (117.5%)	1,413	5,184 (161.5%)
農業農村整備関連事業（非公共）		499	508 (101.8%)	—	508 (101.8%)	40	548 (109.9%)
〔農地耕作条件改善事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業〕							
農山漁村地域整備交付金（公共） （農業農村整備分）		639	650 (101.7%)	35	685 (107.1%)	35	720 (112.6%)
計		4,348	4,418 (101.6%)	546	4,963 (114.1%)	1,488	6,451 (148.4%)
					「臨時・特別の措置」を除く		5,905 (135.8%)
参 考	その他関連（公共）	115	119	5	124 (108.0%)	592	716 (625.0%)
	〔海岸事業（農地海岸） 災害復旧事業等（農地・農業用施設等）〕	33	36	5	41	5	46
		82	83	—	83	587	670
	その他関連（非公共）	64	76	—	76 (118.8%)	—	76 (118.8%)
	〔農家負担金軽減支援対策事業 受託工事等実施費〕						
参考を含む合計		4,526	4,612 (101.9%)	551	5,163 (114.1%)	2,080	7,242 (160.0%)

(注) 1 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。
2 下段（ ）書きは平成30年度予算額との比率である。
3 平成30年度補正額はTPP等関連対策及び重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策が対象。
4 農業農村整備関連事業（非公共）における平成30年度補正額は、中山間地域所得向上支援事業の基盤整備分である。
5 その他関連（非公共）については、農業農村整備事業を実施する上で関連する予算を計上。
農家負担金軽減支援対策事業：土地改良事業等の農家負担金の軽減を図るための無利子貸付等の事業。
受託工事等実施費：国営土地改良事業による工事に関連し、共同事業として工事を実施するための経費等。

農業農村整備事業の概要

(単位：億円)

事 項	30年度 当初予算額	31年度概算決定額					30年度 補正予算額	30年度補正 予算額 ＋ 31年度概算 決定額	
		「臨時・特別の 措置」を除く	対前年度比 (%)	「臨時・特別 の措置」	概算決定額	対前年度比 (%)		31年度概算 決定額	対前年度比 (%)
	①	②	②/①	③	②＋③＝④	④/①	⑤	④＋⑤＝⑥	⑥/①
農業農村整備事業									
国営かんがい排水	1,162	1,105	95.1%	121	1,226	105.5%	172	1,399	120.3%
国営農地再編整備	221	289	130.8%	－	289	130.8%	235	523	237.2%
国営総合農地防災	265	264	99.8%	114	378	142.8%	97	474	179.4%
直轄地すべり	10	2	19.5%	－	2	19.5%	－	2	19.5%
水資源開発	72	71	99.5%	1	72	100.9%	1	73	102.2%
農業競争力強化基盤整備	667	788	118.1%	75	863	129.3%	718	1,581	236.9%
農村地域防災減災	528	443	83.9%	200	643	121.8%	190	833	157.7%
土地改良施設管理	157	166	105.5%	－	166	105.5%	－	166	105.5%
その他	128	132	102.9%	－	132	102.9%	－	132	102.9%
計	3,211	3,260	101.5%	511	3,771	117.5%	1,413	5,184	161.5%

- (注) 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。
2. 平成30年度補正額はTPP等関連対策及び重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策が対象。
3. その他には後進地域開発特別法適用団体土地改良等関係開発指定事業補助率差額金を含む。
4. 国営総合農地防災には土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）、農村地域防災減災には土地改良施設突発事故復旧事業（補助）を含む。

平成30年度 第2次農林水産関係補正予算の概要 (農村振興局)

1 「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づく施策の実施

(1) 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

- | | |
|--|--|
| ① 農地の更なる大区画化・汎用化の推進〈公共〉 | 348億円 |
| ・ 農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化し、米の生産コストの大幅な削減等のため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等のための整備を推進 | |
| ② 中山間地域所得向上支援対策 | 280億円 |
| ・ 中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援 | |
| | うち本体 80億円
うち産地パワーアップ事業優先枠 40億円
うち畜産・酪農収益力強化整備等特別対策(畜産クラスター)事業優先枠 40億円
うち農業農村整備事業優先枠 120億円 |

(2) 国際競争力のある産地イノベーションの促進

- | | |
|--|-------|
| ○ 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進〈公共〉 | 518億円 |
| ・ 高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の畑地化・汎用化や、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進 | |

(3) 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

- | | |
|---|------|
| ○ 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進〈公共〉 | 36億円 |
| ・ 畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地整備を推進 | |

2 重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

- | | |
|---|---|
| ① 農業水利施設の緊急対策〈公共〉 | (農業農村整備事業で実施)
511億円 |
| ・ 農業水利施設について、耐震化対策などの非常時にも機能を確保するために必要な施設の改修・更新等を実施 | |
| ② ため池の緊急対策〈公共〉 | (農山漁村地域整備交付金で実施)
50億円の内数 |
| ・ 下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池について、機能や安全性確保のための改修や利用されていないため池の廃止等を実施 | |
| ③ 海岸堤防等の緊急対策〈公共〉 | (農業農村整備事業で実施)
511億円の内数 |
| ・ 海岸堤防等について、高潮や津波に対し必要な堤防高確保のための整備や耐震対策等を実施 | |
| | (海岸事業で実施) 8億円
(農山漁村地域整備交付金で実施) 50億円の内数 |

3 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく施策等の推進

- | | |
|---|-----|
| ○ 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 3億円 |
| ・ 野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組等を推進するため、捕獲活動経費等を支援 | |

4 台風24号等の災害への対応

- | | |
|---|-------|
| ① 災害復旧等事業〈公共〉 | 336億円 |
| ・ 被災した農地・農業用施設、治山施設、林道施設、漁港施設等の速やかな復旧等を実施 | |
| ② 特殊自然災害対策施設緊急整備事業 | 2億円 |
| ・ 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備を支援 | |

平成31年度 農林水産関係予算の重点事項 (農村振興局関係)

注1：各事項の下段（ ）内は、平成30年度当初予算額（減額補正した場合は補正後予算額）

注2：【補正予算】は、平成30年度第2次補正予算

1 担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

① 農地の大区画化等の推進〈公共〉

(農業農村整備事業で実施)

【補正予算】

- ・農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担等を求めずに基盤整備事業を実施すること等により、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を推進

1,297億円の内数
(1,110億円の内数)

348億円

② 農地耕作条件改善事業

- ・農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進

300億円
(298億円)

2 水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

(1) 高収益作物への転換のための基盤整備

① 水田の畑地化・汎用化の推進〈公共〉

(農業農村整備事業で実施)

【補正予算】

- ・高収益作物への転換を促進するため、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備を推進

1,297億円の内数
(1,110億円の内数)

518億円

② 農地耕作条件改善事業(再掲)

- ・基盤整備を機動的に進めるとともに、高収益作物の転換に向けた計画の策定から営農定着に必要な取組を支援

300億円
(298億円)

3 強い農業のための基盤づくりと「スマート農業」の実現

(1) 農業農村基盤整備(競争力強化・国土強靱化)

① 農業農村整備事業〈公共〉

3,260億円
(3,211億円)

【補正予算】

1,413億円

- ・農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地集積の加速化・農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化や豪雨・耐震化対策等を推進

② 農地耕作条件改善事業(再掲)

- ・農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進

300億円
(298億円)

③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

- ・農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を支援

208億円
(200億円)

④ 農山漁村地域整備交付金〈公共〉

- ・地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

927億円
(917億円)

【補正予算】

50億円

(2) 畜産・酪農の競争力強化

○ 草地関連基盤整備〈公共〉

(農業農村整備事業で実施)

【補正予算】

- ・畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進

83億円
(69億円)

36億円

4 農山漁村の活性化

(1) 日本型直接支払の実施

① 多面的機能支払交付金

- ・ 農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付

487億円
(484億円)

② 中山間地域等直接支払交付金

- ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、条件不利地域での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付

263億円
(263億円)

(2) 中山間地農業の所得向上を始めとした農山漁村の活性化

① 中山間地農業ルネッサンス事業〈一部公共〉

- ・ 傾斜地等の条件不利性や鳥獣被害の増加など中山間地農業が置かれている状況を踏まえつつ、地域の特色を活かした多様な取組を後押しするため、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援

440億円
(400億円)
(最先粋等を設けて実施)

② 中山間地域所得向上支援対策

- ・ 中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援

【補正予算】
280億円
〔うち本体 80億円〕
〔うち最先粋 200億円〕

③ 「農泊」の推進

- ・ 増大するインバウンド需要等を呼び込み、農山漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組、古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設等の整備を一体的に支援（このほか、国有林において、多言語による情報発信、木道整備等を実施）

(農山漁村振興交付金で実施)
53億円
(57億円)

④ 農山漁村振興交付金

- ・ 農山漁村のコミュニティ機能や定住条件の強化のための ICT の活用、都市農業の振興、福祉農園の整備等による農福連携、特色ある地域資源の活用等による山村活性化、生産施設等の整備等の取組を総合的に支援

98億円
(101億円)

⑤ 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

- ・ 鳥獣被害対策実施隊の増設・捕獲活動の一層の強化、侵入防止柵の設置や ICT を活用した「スマート捕獲」等の鳥獣被害防止対策とともに、ジビエ利活用の拡大に向けたモデル地区の横展開を支援するほか、森林被害防止のための広域・計画的な捕獲等をモデル的に実施

【補正予算】
104億円
(105億円) 3億円

⑥ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

- ・ 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備やこれと一体的に行う用水確保対策等を支援

【補正予算】
2億円
(2億円) 2億円

5 重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

① 農業水利施設の緊急対策〈公共〉

- ・ 農業水利施設について、耐震化対策などの非常時にも機能を確保するために必要な施設の改修・更新等を実施

【臨時・特別の措置】
(農業農村整備事業)
511億円の内数
(農山漁村地域整備交付金)
50億円の内数

② ため池の緊急対策〈公共〉

- ・ 下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池について、機能や安全性確保のための改修や利用されていないため池の統廃合等を実施

【臨時・特別の措置】
(農業農村整備事業)
511億円の内数
(農業農村整備事業)
511億円の内数

③ 海岸堤防等の緊急対策〈公共〉

- ・ 海岸堤防等について、高潮や津波に対し必要な堤防高確保のための整備や耐震対策等を実施

【臨時・特別の措置】
(海岸事業)
8億円
(農山漁村地域整備交付金)
50億円の内数

【補正予算】
(海岸事業)
8億円
(農山漁村地域整備交付金)
50億円の内数

農業農村整備事業について【公共】

【平成31年度予算概算決定額 326,026 (321,054) 百万円】

〔「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額377,098百万円〕（平成30年度第2次補正予算額 141,272百万円）

＜対策のポイント＞

農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進します。

＜政策目標＞

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進【平成35年度まで】
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合（約2割【平成27年度】→約3割以上【平成32年度まで】）
- 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 約5割以上【平成32年度まで】
- ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合（約5割【平成27年度】→10割【平成32年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 担い手が活躍する強い農業基盤づくり

(農業競争力強化対策)

129.678 (111.027) 百万円

担い手の農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、農地の大区画化や汎用化・畑地化、畑地かんが施設の整備等を実施します。また、パイプライン化やICT等の導入により、新たな農業水利システムを構築し、担い手の多様な水利用や水管理の省力化を推進します。

2. 老朽化した農業水利施設の長寿命化

（国土強靱化対策）

122.398 (126.495) 百万円

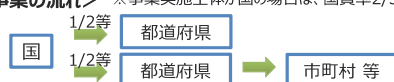
老朽化した農業水利施設について、点検・診断に基づき、補修・更新等を適時・的確に実施します。

3. 安全・安心のための農村地域の防災・減災

(国土強靱化対策)

73,950 (83,531) 百万円
基幹的な農業水利施設やため池等の耐震対策、集中豪雨による農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。

＜事業の流れ＞ ※事業実施主体が国の場合は、国費率2/3等



＜事業イメージ＞

1 担い手が活躍する強い農業基盤づくり

1. 担い手が活躍する強い農業基盤づくり



国土強靱化対策

2. 老朽化した農業 水利施設の長寿命化

- 農業水利施設の補修・更新等



3. 安全・安心のための 農村地域の防災・減災

●施設の耐震化



◇ 平成31年度概算決定における農業農村整備関係事業の負担軽減等対策 ◇

事業名	負担軽減等対策の概要
農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、基盤整備に係る事業費の12.5%等（全額国費）の推進費を交付
農業競争力強化農地整備事業	① 農地の整備において、中心経営体への農地集積率や高収益作物の作付面積の増加割合に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%） ② 自力施工を活用する簡易整備（畦畔除去、暗渠整備等）に対する定額助成（中心経営体に集約化する農地については助成単価を2割加算）
水利施設等保全高度化事業【拡充】	① 水利施設等の整備において、中心経営体への農地集積率や高収益作物の作付面積の増加割合に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%） ② 定額助成のソフト事業（老朽施設の点検、機能診断、計画策定、 <u>資産評価データ整備等</u> ）（H32年度まで）
農村地域防災減災事業【拡充】	① 計画策定、耐震照査の定額助成（H32年度まで） ② <u>ため池の監視・管理体制の強化（監視カメラ等の整備）への定額助成（H32年度まで）</u> ③ <u>代替水源の確保に伴うため池の統廃合への定額助成（ため池廃止と代替水源の整備）</u> ④ 非申請の耐震化事業について、農業者の負担を原則求めずに事業を実施
土地改良施設突発事故復旧事業	土地改良施設の突発事故に迅速かつ機動的に対応するため、農業者の申請・負担を原則求めずに復旧を実施
土地改良区体制強化事業【拡充】	① 定額助成のソフト事業（複式簿記に関する指導及び特別研修、地方連合会への会計専門家の配置、会計ソフトの開発、小水力発電施設の維持管理の研修） ② <u>土地改良区連合の設立支援への助成</u>
農地耕作条件改善事業【関連拡充】	リタイア農家が所有する農地等を機構を介して担い手に円滑に集約できるよう、 <u>機構集積協力金交付事業に農地整備・集約協力金を創設し、整備費の最大12.5%を助成</u>
農家負担金軽減支援対策事業	土地改良事業等において、担い手への農地集積に取り組む地区を対象に、農家負担金の無利子貸付や償還利子額等を助成
農業水路等長寿命化・防災減災事業【拡充】	① 機能診断・耐震照査、計画策定に要する費用への定額助成 ② <u>ハザードマップ作成、ため池の保全・管理体制の構築への定額助成（H32年度まで）</u> ③ <u>ため池の統廃合に対する定額助成（ため池の廃止）</u>

注) 下線部は平成31年度概算決定における拡充事項

農業競争力強化基盤整備事業について【公共】

【平成31年度予算概算決定額 78,809 (66,731) 百万円】

〔「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 86,304 百万円〕

<対策のポイント>

農業競争力強化を図るため、**農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等**を推進します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合（約2割 [平成27年度] → 約3割以上 [平成32年度]）

<事業の全体像>

1. 農業競争力強化農地整備事業

- 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。
 - ① 農地整備事業 : 生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援します。
 - ② 草地畜産基盤整備事業 : 草地の基盤整備を支援します。
 - ③ 農業基盤整備促進事業 : 地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備を支援します。
 - ④ 低コスト農地整備推進実証事業 : 農地整備事業において、情報化施工の実証、普及方法の検討を支援します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が農地の大区画化等の基盤整備を実施します。

3. 水利施設等保全高度化事業

- 農業の高付加価値化や担い手への農地集積・集約化、水管理労力の省力化に取り組む地区を対象として、農業水利施設の整備等を実施します。
 - ① 一般型 : 基幹水利施設の整備や補修・補強等の長寿命化対策を支援します。
 - ② 特別型 : ①高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、②農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化による水管理の省力化、③畑地帯における総合的な整備、等を支援します。
 - ③ 簡易整備型 : 水管理・維持管理の省力化を図る簡易な農業水利施設の新設等を支援します。
 - ④ 実施計画策定事業 : 施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

農業競争力強化基盤整備事業のうち ● 農業競争力強化農地整備事業について

【平成31年度予算概算決定額 78,809 (66,731) 百万円の内数】

〔「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 86,304 百万円の内数〕

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、**農地の整備等**を実施します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合（約2割 [平成27年度] → 約3割以上 [平成32年度]）

<事業の内容>

1. 農地整備事業

農地の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援します。

2. 草地畜産基盤整備事業

飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の実現を図るため、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要な草地の基盤整備等を支援します。

3. 農業基盤整備促進事業

農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水等の地域の実情に応じたきめ細やかなほ場整備を支援します。

4. 低コスト農地整備推進実証事業

低コスト農地整備の実現に向けて、農地整備事業において情報化施工をモデル的に実施し、その効果を実証するとともに、普及・推進方法等の検討を支援します。

<事業の流れ>



※農地整備事業の場合

<事業イメージ>

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



（事業前）小規模で不整形な農地



（事業後）大区画化・整形した農地



水稲

暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。
（写真は収穫中のタマネギ）

農地整備事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

①農地整備

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等

附帯事業：中心経営体農地集積促進事業 等
【限度額：事業費の12.5%】

②実施計画策定等

工 種：計画策定 等

【実施期間：2年以内】

補助率：1／2 等

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

中心経営体農地集積促進事業（促進費）

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・助成割合

中心経営体 集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0% (計12.5%)	2.2%	+1.0% (計3.2%)
75～85%	7.5%	+3.0% (計10.5%)	1.9%	+0.8% (計2.7%)
65～75%	6.5%	+2.0% (計8.5%)	1.7%	+0.5% (計2.2%)
55～65%	5.5%	+1.0% (計6.5%)	1.4%	+0.3% (計1.7%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合

<整備前>



<整備後>



大区画化により農作業効率が向上



暗渠排水整備により水田の汎用性が向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
- ・担い手への農地集積率50%以上 等

農業基盤整備促進事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土、除礫等の簡易な整備については、農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備等を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備(定率助成)

- ・基盤整備 { 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全 }

- ・調査調整 { 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整 }

- ・指 導 { 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等 }

- ・補助率：50% 等



暗渠排水

②整備済み農地の簡易な整備(定額助成)

※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1／2相当

事業種類	条件	助成単価 【主なもの】	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万5千円/10a (25万円/10a)	()は水路変更(管水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 +2万5千円/10a ○実施設計(外注) +1万5千円/10a
	トレンチャ 掘削同時埋設	10万円/10a 7万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端 畑かん施設		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	()は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

注) 中心経営体に集約化(面的集積)する農地については、助成単価を2割加算

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

農業競争力強化基盤整備事業のうち

● 農地中間管理機構関連農地整備事業について

【平成31年度予算概算決定額 78,809 (66,731) 百万円の内数】
 【臨時・特別の措置を含む平成31年度概算決定額 86,304 百万円の内数】

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。**

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 農地整備事業

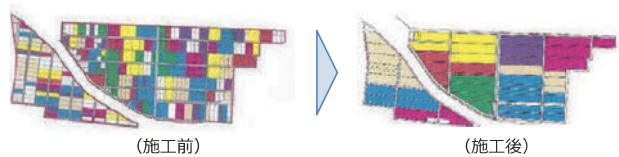
- 対象工種：区画整理、農用地造成
- 附帯事業：機構集積推進事業等
 (推進費として**事業費の12.5%等を全額国費**で交付)
 ※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合には特別徴収金を徴収等
- ※ 機構は、農地中間管理権の取得等の際に、本事業が行われ得る旨を所有者等に説明

2. 実施計画等策定事業

- 農地整備事業の実施に必要な**実施計画や換地計画の策定**のための調査・調整等を支援します。

<事業イメージ>

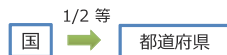
機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
 (機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<実施要件>

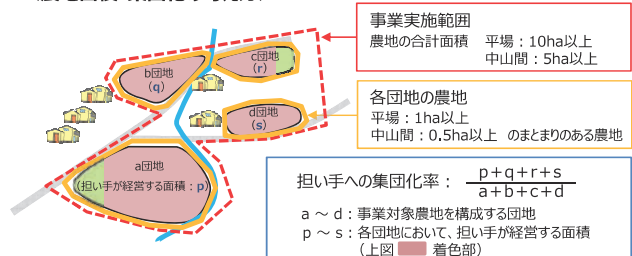
- 事業対象農地の**全てについて、農地中間管理権が設定**
- 事業対象農地面積：**10ha以上（中山間地域は5ha以上）**
 (事業対象農地を構成する各団地：**1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）のまとまりのある農地**)
- **農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上**
- 事業対象農地の**8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化**
- 事業実施地域の**収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に20%以上向上**等

<事業の流れ>



※農地整備事業の場合

<農地面積・集団化の考え方>



農業競争力強化基盤整備事業のうち

● 水利施設等保全高度化事業について

【平成31年度予算概算決定額 78,809 (66,731) 百万円の内数】
 【臨時・特別の措置を含む平成31年度概算決定額 86,304 百万円の内数】

<対策のポイント>

農業水利施設の整備や長寿命化対策に加え、畑地化・汎用化やパイプライン化・ICT化等による**畑地・樹園地の高機能化**や水利用の効率化・**水管理の省力化**を図ることで、農業の高付加価値化や高収益作物の導入、担い手への農地集積・集約化等を推進します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進[平成35年度まで]
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合（約2割[平成27年度] → 約3割以上[平成32年度まで]）

<事業の内容>

1. 一般型

基幹水利施設の整備や補修・補強等の**長寿命化対策**を支援します。

【実施要件】受益面積200ha以上、末端支配面積100ha以上等

2. 特別型

- ① 高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な**畑地化・汎用化**、
- ② **農地集積・集約化**に資するパイプライン化やICT化による**水管理の省力化**、
- ③ **畑地帯における総合的な整備**、等を支援します。

【実施要件】受益面積20ha（中山間地域等 10ha）以上、
 樹園地については受益面積5ha以上（0.5ha以上の団地の場合）等

※主な附帯事業

- ・ 高収益作物の作付面積増加割合に応じて事業費の最大12.5%を交付（①の場合に限る）
- ・ 中心経営体への農地集積率、集約化率に応じて事業費の最大12.5%を交付（②、③の場合に限る）

3. 簡易整備型

水管理・維持管理の省力化を図る簡易な農業水利施設の新設等を支援します。

【実施要件】受益面積5ha以上、総事業費200万円以上等

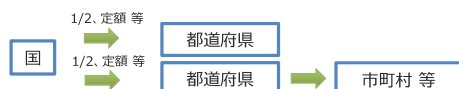
4. 実施計画策定事業

施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

- ・ 水利用調整の支援（H33まで定率延長）
- ・ 機能保全計画の策定（H32まで定額延長）
- ・ 資産評価データ整備（採択期間H32まで）

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<整備できる主な施設・内容>



農村地域防災減災事業について【公共】

【平成31年度予算概算決定額 43,842 (50,827) 百万円】
 【「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 63,842 百万円】

＜対策のポイント＞

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

＜政策目標＞

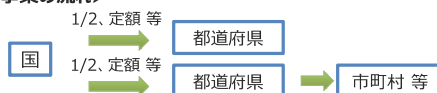
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）〔平成32年度まで〕）
- 重要インフラ緊急点検の結果等を踏まえて防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を実施

＜事業の内容＞

- 1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）**
 施設整備のために必要な、農村地域防災減災総合計画の策定、ため池の諸元等の詳細情報（ため池マップ、浸水想定区域図の作成を含む）の整備等を支援します。
 （ため池の諸元等の詳細情報の整備については定額助成（平成32年度まで延長））
- 2. 農業用施設等の整備（整備事業）**
 自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施等を支援します。特に、**ため池の整備**については、豪雨対策、地震対策、長寿命化対策等の必要な対策の一体的な実施を可能とします。
- 3. ため池の管理体制の強化（防災環境整備事業）**
 ため池の状況を速やかに把握するための水位計等の管理施設の整備、代替水源の整備を伴うため池の統廃合について定額助成で支援します。（平成32年度まで）
- 4. 非常用電源の整備等（農業水利施設に関する緊急対策）**
 非常時にも機能を確保するために必要な非常用電源の整備等を支援します。（平成32年度まで）

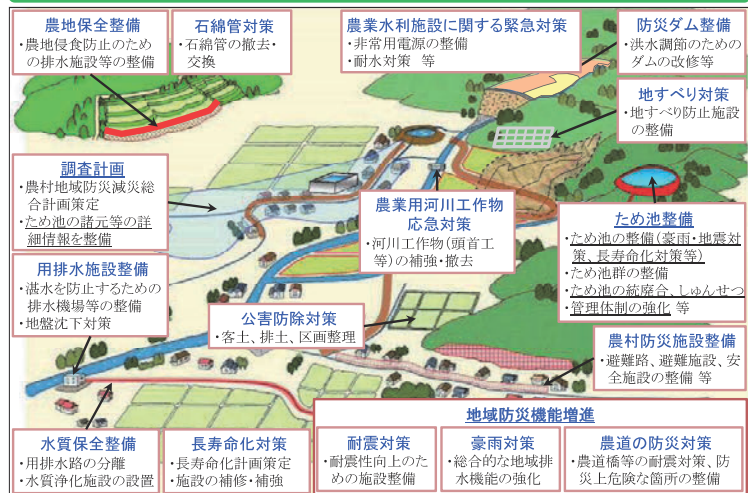
＜事業の流れ＞

※下線部分は拡充内容



＜事業イメージ＞

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



● 農村地域防災減災事業の拡充内容について

1. 防災重点ため池を中心とした、ため池の防災減災対策をより一層促進

ため池の整備に必要な調査の推進

事業対象ため池の拡大

事業の拡充

ため池諸元の調査・情報整備（ため池防災対策情報整備）については、貯水量や受益面積の規模に関わらず、下流の家屋等に被害を与えるおそれのあるため池は全て必要な調査を実施可能とするともに、ため池マップや浸水想定区域図の作成を併せて支援する。

ハード整備に必要な調査の定額助成の延長

定額助成の期限延長

ため池防災対策情報整備、実施計画策定、耐震性点検・耐震対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定及びため池群調査計画策定については、**定額助成（二次災害が予想される施設に限定）の期限を平成32年度まで2年間延長し、対策が必要なため池の整備を促進する。**

※1実施計画策定、耐震性点検・耐震対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定については、**ため池以外の施設も定額助成の対象**

※2ハザードマップの作成は農業水路等長寿命化・防災減災事業で実施

効率的なため池の整備

ため池整備の事業メニューの拡充

事業の再編・整理

ため池整備の事業メニューを「ため池総合整備工事」、「ため池群整備工事」の二つに再編する。

「ため池総合整備工事」には、

①地震・豪雨対策型

（旧）防災ため池工事
（旧）地震対策ため池防災工事

②一般整備型

（旧）ため池整備工事
（旧）ため池水質改善工事
（旧）農作物生育阻害等防止工事

③ため池長寿命化型

（旧）ため池長寿命化工事

の3つの型を設け、①の型と②、③の型を同時に併せ行うことを可能とする。

要件の拡充

「ため池総合整備工事」の①地震・豪雨対策型、②一般整備型の小規模工事について、**主要要件を以下のとおり拡充し、必要な対策を実施を可能とする。**

（主要要件）

受益面積2ha以上かつ総事業費800万円以上

監視・管理体制の強化

ため池の監視・管理体制の強化

補助率の定額化

ため池の状況を速やかに把握するための監視カメラや水位計等の管理施設の整備、ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な補修等について定額で支援する。

（事業の実施は平成32年度まで）

※管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動、ハザードマップを活用した防災訓練については、農業水路等長寿命化・防災減災事業で実施

ため池の統廃合の推進

事業の拡充

施設が決壊した場合、下流の家屋等に影響を与えるおそれのあるため池であって、**代替水源を確保するための施設整備を伴うものについては、定額でため池の廃止及び代替水源の整備を支援し、ため池の統廃合を加速化する。**

2. 非常用電源の整備等（農業水利施設に関する緊急対策）

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として、非常時にも機能を確保するために必要な非常用電源の整備等を支援する。（平成32年度まで）

土地改良施設突発事故復旧事業について【公共】

【平成31年度予算概算決定額 800（2,300）百万円】

<対策のポイント>

- 基幹的農業水利施設の約4割が今後10年間で標準耐用年数を超過するなど、土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプラインの破裂といった突発事故が年々増加しています。
- このため、突発事故被害の迅速かつ機動的な復旧ができる仕組みを導入し、被害の拡大を防ぎ、早期の営農再開を支援します。

<政策目標>

農業水利施設の戦略的な安全管理

<事業の内容>

土地改良施設突発事故復旧事業

土地改良施設で発生した突発事故の現地仮復旧及び機能回復を行う復旧工事を迅速に行います。

【直轄事業】 300（300）百万円

- （主な採択要件）
- ・ 機能保全計画等の策定など、適切な安全管理がされている国営造成土地改良施設であること
 - ・ 末端支配面積：100ha以上
 - ・ 復旧事業費：2,000万円以上 等

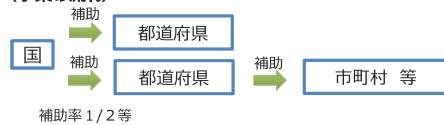
<事業実施主体>

国（国費率：内地2/3等）

【補助事業】 500（2,000）百万円

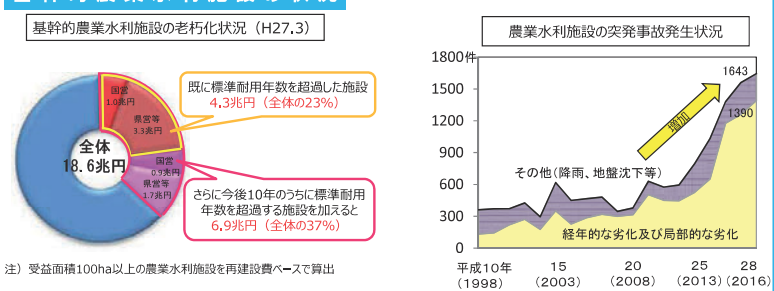
- （主な採択要件）
- ・ 機能保全計画等の策定など、適切な安全管理がされている土地改良施設であること
 - ・ 末端支配面積：20ha（中山間地域等は10ha）以上、
 - ・ 復旧事業費：200万円以上 等

<事業の流れ>

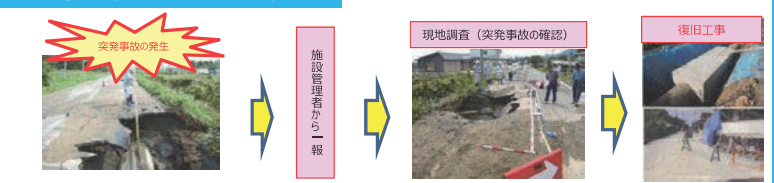


<事業イメージ>

基幹的農業水利施設の状況



突発事故被害への迅速な対応



土地改良区体制強化事業について【公共】

【平成31年度予算概算決定額 656（423）百万円】

<対策のポイント>

- 土地改良区が主体的に取り組む組織運営基盤・事業実施体制の強化を集中的に支援します。

<政策目標>

- 土地改良区の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制を強化
- 平成34事業年度に全ての土地改良区において適切な複式簿記方式の導入

<事業の内容>

1. 施設・財務管理強化対策

土地改良区が管理する施設の診断・管理指導のほか、土地改良区の財務状況の明確化・透明化を図る複式簿記の導入等について支援します。

- ・ 複式簿記導入に係る巡回指導の対象を全土地改良区に拡充（定額助成）
- ・ 巡回指導を行う地方連合会に税理士等の会計の専門家を配置（定額助成）
- ・ 簡易な会計ソフトの開発（定額助成）

2. 受益農地管理強化対策

土地改良区等が行う換地業務等に対する指導や所有者不明農地における財産管理制度の活用促進など、農用地の利用集積の推進について支援します。

3. 統合整備強化対策

土地改良区の合併等に当たって必要となる協議会の設置や事務機器等の整備について支援します。

- ・ 土地改良区連合の設立を支援対象に追加

4. 研修・人材育成

組織運営や事業に携わる土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修を実施します。

- ・ 複式簿記に関する特別研修の実施（定額助成）
- ・ 小水力発電等の導入・維持管理等に関する研修の実施（定額助成）

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>



農地耕作条件改善事業について【非公共】

【平成31年度予算概算決定額 29,950 (29,832) 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じた、きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を図るため、計画策定から営農定着に必要な取組を一括支援します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進【平成35年度まで】

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

- 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に支援します。

2. 高収益作物転換型

- 基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や導入1年目の種子・肥料への支援など、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ支援します。

3. 農地集積推進型

- 担い手への農地集積を一層推進するため、推進費（整備費の最大5.0%）の交付により農業者の費用負担の軽減を図りつつ、基盤整備を機動的に支援します。

<機構集積協力金における農地整備・集約協力金の活用>

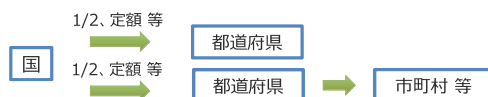
- リタイア農家が所有する農地等を機構を介して担い手に円滑に集約できるよう、機構集積協力金交付事業に創設された農地整備・集約協力金（整備費の最大12.5%）を活用することによって、農業者の費用負担の軽減を図ることが可能です。

※下線部は拡充内容

<実施要件>

- ①事業対象地域が農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等、
 - ②総事業費200万円以上、③受益者数2人以上、④機構との連携概要の策定
- ※ 2及び3の型については、上記要件に加えて、高収益作物への転換や担い手への農地集積等の要件あり。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○きめ細やかな耕作条件の改善



畦畔除去



暗渠排水



土層改良



自動給水栓

○高収益作物への転換に向けた取組



検討会



技術研修会

農地耕作条件改善事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

○定額助成

- ・区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等（※1）
- ・1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援 等

（※1）定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

○定率助成

- ・農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成 等
- ・ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 等

《農地集積推進型》最大5年（ハードは最大3年）

事業規模、農地集積・集団化等を実施要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を支援。

①機動的な基盤整備：《地域内農地集積型》の定率助成と同様（但し、単独実施は、面的整備（区画整理、農地造成、暗渠排水）のみ可能）

②集積推進費：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%等、国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担）

【農地集積推進型の実施要件】

- 面的整備の場合、事業対象農地は、1ha（中山間等は0.5ha）以上の連片化した農地であること
- 総事業費が1,000万円以上の都道府県営事業であること
- 目標年度（事業完了後3年）までに、①担い手への農地集積率が概ね50%以上向上し、事業対象農地の全てが集積され、また、②担い手への農地集団化率が向上し、概ね8割以上となること

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

○定額助成（※2）

- ・プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入（タマネギの収穫）

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

○定額助成（※2）

- ・技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等

○定率助成

- ・実証展示場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

（※2）プランの作成や技術習得等に必要な経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2人以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

2. 実施要件（共通）

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これらを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2人以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

3. 実施主体

- ・農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
- ・《農地集積推進型》は、都道府県のみ



これなら思い通りの農業ができるわ！

農地耕作条件改善事業における機構集積協力金「農地整備・集約協力金」(H31新設)の活用

- 基盤整備が進んだ地域には、**未整備な農地**が存在している場合もあり、これらの農地は、例えば、高齢化等により農業者がリタイアした場合には、未整備であることから、**担い手が引き受けられず**、結果として、耕作放棄地となって、鳥獣被害の発生源となる等、周辺の担い手の経営環境にも**負の影響を及ぼす**おそれが高い。
- 一方で、そのような未整備農地は、周辺の**担い手に集約しやすい立地条件**にあることから、この農地を対象に基盤整備を行い、担い手に集約することで、**地域の農業生産性は一層向上**する。
- そこで、このような農地を対象とした**基盤整備と担い手への農地の集約**を促進するため、平成31年度予算において、機構集積協力金交付事業において、**農地耕作条件改善事業における農業者の費用負担の軽減に充当するための「農地整備・集約協力金」**を創設した。農地耕作条件改善事業において、本協力金を活用することで、**担い手への農地集約率**に応じて、**最大で農業者の負担なく**基盤整備を実施することが可能。

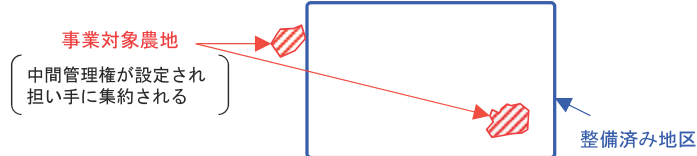
【協力金の交付対象事業】

農地耕作条件改善事業のうち**都道府県営事業**であって、交付要件を満たす地区

【協力金の主な交付要件】

1. 農地耕作条件改善事業の事業対象農地は、**基盤整備済み地区**に内在または隣接しているものであって、**地域内で合計10ha(中山間：5ha)**未満であること
2. 対象農地のすべてについて、**目標年度までに担い手に集積され、かつ農地中間管理権が協力金の申請日から15年以上設定されていること**
3. 対象農地を含む地域において、**農地を次世代につなぐための「次世代農業発展計画」**が都道府県によって策定されていて、また**人・農地プランの見直し(実質化)**を行うこと

【イメージ】



【農地整備・集約協力金】

目標年度における担い手の農地集約率(事業対象農地に占める、担い手に集約した面積)に応じて、農業者の事業費負担の軽減を目的として、**都道府県に交付**する。

$$\text{〇担い手の農地集約率} = \frac{\text{担い手に集約した事業対象農地面積}}{\text{事業対象農地面積}}$$

目標年度における担い手の農地集約率	交付率(整備費に対する割合)
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

※機構集積協力金交付事業において措置
※平成35年度までの時限措置

農家負担金軽減支援対策事業について【非公共】

【平成31年度予算概算決定額 4,044 (3,256) 百万円】

＜対策のポイント＞

土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農用地の利用集積等を促進します。

＜政策目標＞

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

＜事業の内容＞

1. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

- 担い手農地利用集積率の一定以上の増加が確実と見込まれる土地改良区等に対して、**農家負担金の5/6を限度に無利子貸付**を行います。

2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

- 一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの**負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成**します。

3. 農地有効利用推進支援事業

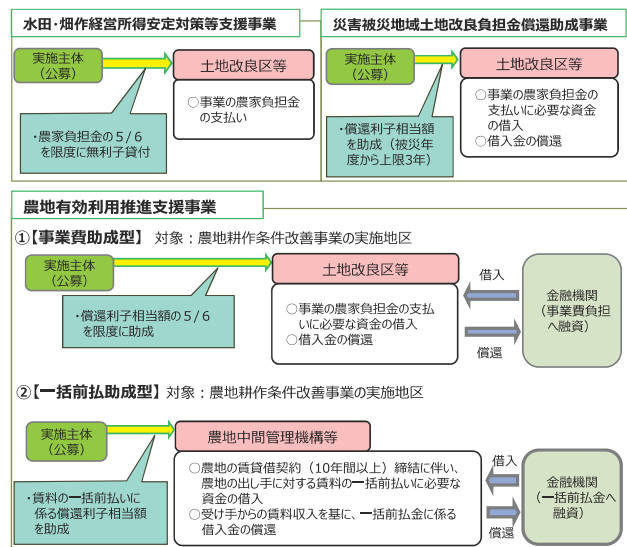
- 担い手への農地利用集積率が向上することが見込まれる地区に対して、以下の支援を行います。

- ① 農家負担金の償還利子相当額の5/6を限度に土地改良区等に対して助成します。
- ② 農地の長期間の賃貸借契約締結に伴い、土地改良事業償還金等債務のある農地の出し手に対する**賃料の一括前払いに必要な借入金**にかかる償還利子相当額を農地中間管理機構等に対して助成します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



農業水路等長寿命化・防災減災事業について【非公共】

【平成31年度予算概算決定額 20,813 (20,020) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が現れる地区を対象にきめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援します。

<政策目標>

- 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 約5割以上 [平成32年度まで]
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha (うち農地面積 約28万ha) [平成32年度まで]

<事業の内容>

1. きめ細やかな長寿命化対策

- 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲート自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管理・維持管理の省力化を支援します。
- ハード対策を行うための、機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- 小規模なため池を対象として、災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置など、防災減災に資する対策を支援します。また、**ため池の統廃合等を実施可能とします(定額)**。

3. ため池の保全・避難対策

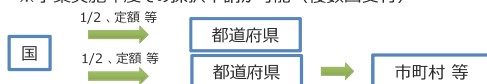
- ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、**都道府県等を単位として行うパトロールなど監視・保全管理に資する活動等を支援します(平成32年度まで定額)**。

<実施区域> 農振農用地、生産緑地(拡充)等

<実施要件>

- 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、工事期間3年(ため池の場合は5年以内(拡充))以内 等
- ※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ> ※事業実施年度での採択申請が可能(複数回受付)



<事業イメージ>

きめ細やかな長寿命化対策



漏水防止のための整備

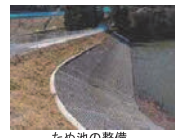


自動給水栓の導入



老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の統廃合



ため池の管理技術習得の研修

ため池の保全・避難対策



ため池の保全・避難対策

● 農業水路等長寿命化・防災減災事業の拡充内容について

1. 小規模なため池の防災減災対策の着実な促進と保全・避難対策の推進

ため池整備の推進

ため池整備の拡充

要件の拡充

ため池の整備を着実に実施するため、1地区当たりの工事期間を3年以内から5年以内に延長。

ため池整備に必要な調査計画の拡充

ため池の耐震性点検・調査の定額助成の上限額の拡充

ため池整備に必要な耐震性点検・調査については、1地区当たりの定額助成の上限額を3,000万円に引き上げ、複数のため池を同時に調査することで、効率的な調査を可能とする。(定額助成の上限額の拡充は平成32年度まで)

監視・管理体制の強化

ため池の監視・管理体制の強化

補助率の定額化

ため池の状況を速やかに把握するための監視カメラや水位計等の管理施設の整備、ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な補修等について定額で支援する。(定額助成は平成32年度まで)

ため池の統廃合の推進

事業の拡充

施設が決壊した場合、下流の家屋等に影響を与えるおそれのあるため池の廃止を定額で支援し、ため池の統廃合を加速化する。

【定額助成の上限額】

堤高5m未満 : 上限1,000万円/箇所
堤高5m以上10m未満 : 上限2,000万円/箇所
堤高10m以上 : 上限3,000万円/箇所

ため池の保全・避難対策の推進

ため池のハザードマップの作成

定額助成の上限額と要件の拡充

ため池のハザードマップ作成については、定額助成(上限無し)するとともに、ソフト単独での実施を可能とする。(定額助成は平成32年度まで)

ため池の保全・管理体制の構築

要件の拡充

ため池の監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動についてソフト単独での実施を可能とする。(定額助成は平成32年度まで)

事業の創設

ため池の地域(市町村)又は都道府県単位で行う監視・保全管理に資する活動を支援。(平成32年度まで定額助成(上限1,000万円)とし、以降は定率とする)

2. 都市農地の保全を図るため長寿命化対策の実施区域を拡充

拡充の背景

近年、都市農業は、住民に地元産の新鮮な農産物を提供する機能のみならず、都市住民が身近に農業に親しむ場所や災害時の避難場所の提供など多様な機能の発揮という観点から、住民の評価が高まっている(「都市農業振興基本計画」(平成28年閣議決定)で、都市農地は「宅地化するべきもの」から「都市にあるべきもの」と位置付けが転換)。本国会での都市農地の賃借の円滑化に関する法律の成立を契機として拡充を行う。

<拡充(追加する区域)> ①生産緑地法に基づく生産緑地(市街化区域内)、②地方公共団体との契約・条例等により適正な保全が図られている農用地(市街化調整区域内)において、現況施設の機能を維持するものに限る。また、次のいずれかに該当する農地を受益地に含むこと(A:生産物を地元直売所等で販売、B:市民農園など農業に親しむ場を提供、C:防災協力農地など防災の観点から必要)。

要 請 活 動

農業農村整備の集い



二階全土連会長挨拶



齋藤農林水産大臣祝辞

平成30年6月13日(水)、「シェーンバッハ・サボー」(東京都千代田区平河町)において、「農業農村整備の集い」が開催され、全国の農業農村整備関係者約1,200名が参集した。

全国水土里ネットの二階会長が、「平成30年度当初予算と平成29年度補正予算とを併せ5,800億円を確保することができた。本年は、昨年と今月の2度改正された土地改良法に沿って新たな事業展開を図っていく初めての年となる。この節目の年を実りあるものにするためにも、引き続き「闘う土地改良」を掲げ、皆様と協力していきたい」と挨拶。続いて、齋藤農林水産大臣が、「土地改良は農業の競争力強化や国土強靱化といった現下の施策課題に取り組んでいくうえで重要な役割を果たしている。引き続き、予算確保に努めていく」と述べた。

また、進藤参議院議員は、「全国各地から予算がまだ足りないとの声を聴く、今後も当初での予算確保に向けて皆さんと一緒に頑張っていきたい」と述べた。

事例発表では、東日本大震災からの復旧、復興とほ場の大区画整備を進め効果を上げる宮城県の仙台東土地改良区から発表があった。

その後、国に対する平成31年度当初予算の十分な確保など、4項目の要請案が全会一致で採択され、ガンバロウ三唱で集いの一切を終了した。

集い終了後、要請決議採択のもと、関係省庁へ要請活動を行った。



進藤参議院議員挨拶

農業農村整備関係予算の確保並びに 東日本大震災からの再生・復興に関する要請について

平成30年6月13日(水)、14日(木)にかけて東北・北海道土地改良事業団体連合会連絡協議会は、農林水産省、復興庁、財務省、県選出国会議員に平成31年度農業農村整備関係予算の確保並びに東日本大震災からの再生・復興に関する要請活動を行った。

【要請内容】連絡協議会

《農業農村整備関係》

1. 新たな農業政策の実現に向け、地域の要望に十分応えられる安定した農業農村整備関連当初予算等の確保について
2. 農地整備事業等の計画的な実施に向けた、地方負担を軽減する地方財政措置の拡充等の支援について
3. 改正土地改良法の趣旨を踏まえ、土地改良区組織運営の適正化に向けた支援について
4. 農業・農村の有する多面的機能の適切な発揮に向けた、多面的機能支払制度の推進と予算の確保について

《東日本大震災関係》

1. 農地・農業用施設の復旧・復興整備に必要な財政支援措置と十分な予算確保について



齋藤農林水産大臣へ要請



吉野復興大臣へ要請



前田財務省主計官へ要請

農業農村整備関連施策の推進と 予算確保に関する要請について

平成30年7月20日(金)、福島県農林水産部同行により福島県農業会議と本会が合同で、農林水産省、財務省、県選出国會議員に農業農村整備関連施策の推進と予算確保に関する要請活動を行った。

【要望内容】

1. 担い手への農地集積、生産コストの低減、高収益作物の生産等、農業の構造改革を加速化するため、農地の大区画化、水田の畑地化・汎用化等を一層推進すること。
2. 農村地域の強靱化に資するよう、ため池を含む農業水利施設等の更新・長寿命化や耐震化、洪水被害防止等の防災・減災対策を推進すること。
3. 農業・農村が有する多面的機能をしっかりと次世代に引き継ぐため、農地や水路、農道の保全活動等が適切に実施できるよう、多面的機能支払制度への十分な支援を行うとともに、環境保全型農業直接支払交付金については、生産者が安心して環境保全型農業に取り組めるよう、安定的な制度運営を図ること。
4. これらの施策推進のために必要な予算を平成31年度当初予算で確保するとともに、地方負担の軽減に向けた地方財政措置を講ずること。



農水省奥田整備部長へ要請



財務省主計局奥総務課長へ要請



進藤参議院議員へ要請

農事用電力に係る要請活動について

平成30年7月30日(月)に東北6県土地連及び新潟県土地連の連名のもと、農事用電力料金の緩和措置の継続を求める要請活動を行った。

また、福島県土地連で東北電力福島支店及び県選出国会議員へ同様に要請活動を行った。

【要望内容】

1. 農事用電力について、その利用実態や社会的・経済的意義等を踏まえ、低圧分野の経過措置の継続を要望する。



東北電力(株)本店へ要請



東北電力(株)福島支店へ要請

平成31年度県予算編成に対する要望について

平成30年9月3日(月)に本会は、福島県議会に平成31年度県予算編成に対する要望活動を行った。

【要望内容】

1. 農業農村整備事業の予算確保について
2. 農業水利施設の維持・補修・更新事業の積極的な推進について
3. 多面的機能支払交付金制度の推進と予算の確保について
4. 小水力発電にかかる系統連系の容量確保について
5. 農事用電力の規制緩和措置の継続について



自由民主党福島県議会議員会



福島県議会 県民連合議員会



公明党福島県議会議員団

農業農村整備の集い

平成30年11月14日(水)、「シェーンバッハ・サボー」(東京都千代田区平河町)において、「農業農村整備の集い」が開催され、全国の農業農村整備関係者約1,300名が参集した。

全国水土里ネットの二階会長が「本年度予算は補正予算と併せ大幅削減前を上回る予算水準を確保することができた。国民の食料を確保するという尊い使命を受けて、一生懸命働いている農家の皆様に応えるために、私たちはしっかりと頑張っていかなければいけない」と挨拶、続いて、吉川農水大臣が、「今後とも必要な予算の確保に全力で取り組んでいく。本日まで参会の皆様には、今後とも強い農業と美しく活力ある農村の実現に向け、より一層お力添えをお願い申し上げる」と述べた。

進藤金日子参議院議員から、「本日お集まりの皆様方は、各省庁に熱い要請活動をされている。その要請がひとつひとつ積み上がって実現に結びつくために、私も皆様と共に一緒になって頑張っていくことを、お誓い申し上げます」と述べた。

その後、国に対する平成31年度当初予算の十分な確保など、5項目の要請案が全会一致で採択され、ガンバロウ三唱で集いの一切を終了した。

集い終了後、要請決議採択のもと、関係省庁へ要請活動を行った。



二階全国水土里ネット会長挨拶



吉川農林水産大臣祝辞



進藤参議院議員祝辞

農業農村整備関係予算の確保並びに 東日本大震災からの再生・復興に関する要請について

平成30年11月14日(水)、15日(木)にかけて東北・北海道土地改良事業団体連合会連絡協議会は、農林水産省、復興庁、財務省、県選出国會議員に平成31年度農業農村整備関係予算の確保並びに東日本大震災からの再生・復興に関する要請活動を行った。

【要請内容】

《農業農村整備関係》

1. 新たな農業政策の実現に向け、地域の要望に十分応えられる安定した農業農村整備関連当初予算の確保について
2. 農地整備事業等の計画的な実施に向けた、地方負担を軽減する地方財政措置の拡充等の支援について
3. 改正土地改良法の趣旨を踏まえ、土地改良区組織運営の適正化に向けた支援について
4. 農業・農村の有する多面的機能の適切な発揮に向けた、多面的機能支払制度の推進と予算の確保について
5. 北海道胆振東部地震など多発する自然災害に対する対応について

《東日本大震災関係》

1. 農地・農業用施設の復旧・復興整備に必要な財政支援措置と十分な予算確保等について



渡辺復興大臣へ要請



財務省主計局奥総務課長へ要請

「土地改良法の一部を改正する法律 (平成30年法律第43号)」について

○近年の農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良区の業務運営の適正化を図るための措置を講ずる「土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）」が、平成30年6月8日(金)に公布された。

平成31年4月1日(月)に施行される。

土地改良法の一部を改正する法律の概要

背景

- 組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良区の中で土地持ち非農家が増加し、土地改良施設の維持管理や更新等が適切に行えなくなるおそれ。耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制に移行していくことが必要。
- 組合員数や職員数の減少により、土地改良区の業務執行体制が脆弱化する中で、適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化が必要。

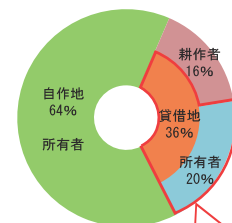
法律の概要

1. 土地改良区の組合員資格に関する措置

- 所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止（届出制の導入）（第3条第2項）
- 農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格得喪通知の手續簡素化（第43条第3項）
- 貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに**准組合員（※1）**の資格を付与（第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条第2項）

※1 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能。また、組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することが可能。

【自作地・貸借地と組合員の構成】



貸借地の半数超では所有者が組合員

- 理事の5分の3以上は原則として耕作者たる組合員（第18条第5項）
- 利水調整規程を策定し、利水調整をルール化（第30条第1項第2号及び第57条の3の2）（農家：**土地持ち非農家**）
- 地域住民を構成員とする団体に施設管理准組合員（※2）の資格を付与（第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条の2）

※2 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能。また、土地改良施設の管理への協力を求めることが可能。

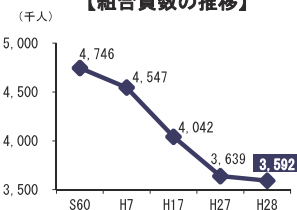
【農家と土地持ち非農家の戸数比】

9 : 1 (昭和60年) → 6 : 4 (平成27年)

2. 土地改良区の体制の改善に関する措置

- 総代会制度の見直し（第23条）
 - ・ 総代会の設置要件を組合員200人超から100人超に引下げ
 - ・ 総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止
 - ・ 総代の書面・代理人による議決権行使を導入
- 土地改良区連合の事業範囲を運営事務・附帯事業に拡大（第77条）
- 決算関係書類として、収支決算書に加え、原則として貸借対照表を作成し、決算関係書類の作成・公表に係る手續規定を整備（第29条の2）
- 監事のうち1人以上は原則として員外監事（第18条第6項）

【組合員数の推移】



○ 土地改良法の改正に伴う諸規程の整備（一覧表）

改正項目	義務・任意 の別	諸規程の整備			適用期限
		定 款	規 約	その他	
I 准組合員制度					
貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに准組合員の資格を付与	任 意	第7条～第11条、第23条、第38条～第41条、第45条	第9条③、第67条	組合員名簿	—
II 資格交替手続					
1 所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止（届出制の導入）	—	—	—	—	—
2 農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格得喪通知の手続簡素化	—	—	—	—	—
III 理事の資格要件					
理事の5分の3以上は原則として耕作者である組合員	義 務 (例外は省令)	第25条、附属書役員選挙(選任)規程	—	—	H35.4.1以降最初に開催される通常総会まで
IV 利水調整規程					
利水調整規程を策定し、利水調整をルール化	義 務	第4条①、第20条	第21条	利水調整規程	H31通常総会まで
V 施設管理准組合員制度					
地域住民を構成員とする団体に施設管理准組合員の資格を付与	任 意	第7条～第11条、第23条、第46条	第9条③、第67条	組合員名簿	—
VI 総代会制度					
1 総代会の設置要件を組合員200人超から100人超に引下げ	任 意	第12条、第13条、第17条、第18条、第20条～第24条	第2条～第16条	—	—
2 総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止	義 務	第14条～第16条、附属書総代選挙規程	—	—	H31.4.1以降に手続を開始する総代選挙から
3 総代の書面・代理人による議決権行使を導入	任 意	第19条	第3条②、第11条②③、第12条②	—	—
VII 土地改良区連合					
土地改良区連合の事業範囲を運営事務・附帯事業に拡大	任 意	第4条③、第47条、第48条、土地改良区連合定款	—	—	—
VIII 決算関係書類					
収支決算書に加え、原則として貸借対照表を作成（決算関係書類の作成・公表）	義 務 (例外は省令)	—	第26条、第42条、旧第45条	会計細則	H34事業年度から（公表はH31.4.1から）
IX 員外監事					
監事のうち1人以上は原則として員外監事	義 務 (例外は省令)	第25条、附属書役員選挙(選任)規程	—	—	H35.4.1以降最初に開催される通常総会まで

福島県土地改良団体職員連絡協議会 第42回総会及び業務研修会を開催

福島県土地改良団体職員連絡協議会第42回総会及び業務研修会は、平成30年7月12日(木)から猪苗代町「ホテルリステル猪苗代ウィングタワー」において会員等約80名が出席して開催された。

総会は、湯浅裕治会長（会津北部土地改良区 総務課長）の挨拶後、永年勤続者の表彰が行われた。

表彰式終了後は、福島県会津農林事務所 鈴木浩治農村整備部主幹兼副部長（部長代理）、本会 後藤庸貴専務理事より来賓挨拶をいただき、議事に入った。

議事は、戸ノ口堰土地改良区の大桃智子氏が議長に選任され、提出議案すべてについて、原案のとおり承認・決定された。

総会後は、業務研修会が開催され、福島県農村振興課 主任主査 佐藤輝幸氏より「多面的機能支払交付金と土地改良区について」、続いて栄川酒造株式会社 代表取締役社長 宮森優治氏より「会津清酒おもてなし講習会」と題して、講演をいただいた。

翌日13日(金)は、経沢地区（軟弱地盤EPS工法）、会津若松ウィンドファーム（風力発電）の現地研修を行った。



講師：栄川酒造 宮森社長



講師：佐藤主任主査



現地視察（経沢地区）



現地視察（会津若松ウィンドファーム）



永年勤続者表彰の皆様

水土里ネット福島主催等による研修会

平成30年度 財務・会計実践向上研修

平成30年10月22日(月)、郡山市にある福島県農業総合センターにおいて、県・市町村・土地改良区職員107名の出席による「平成30年度 土地改良区体制強化事業 財務・会計実践向上研修」が開催された。

研修会では、東北農政局土地改良管理課 団体指導・資金係長 西塔信博氏より「土地改良区の組織運営基盤強化について」、福島県農林年金連絡協議会 課長 佐藤大介氏より「公的年金制度と農林年金情勢について」説明があり、午後からは、水土里ネット福島 総務課 課長補佐 斎藤佳久氏より「会計記帳実務について」、全国水土里ネット 中央換地センター 主査 田中克哉氏より「資産評価と減価償却について」と題し、それぞれ実務に基づく説明がなされた。



講師：東北農政局土地改良管理課 西塔係長



講師：福島県農林年金連絡協議会 佐藤課長



講師：水土里ネット福島 総務課 斎藤課長補佐



講師：全国水土里ネット 中央換地センター 田中主査



平成30年度 農業集落排水事業研修会

平成30年10月24日(水)、福島県農業集落排水事業推進協議会主催の「平成30年度 農業集落排水事業研修会」が福島県農業総合センター 大会議室 で行われた。

本協議会は、福島県内の市町村等49会員を有し、農業集落排水事業実施に係る地区相互間の緊密な連絡と事業の円滑化を図ることを目的としている。

研修会は、押山利一会長（大玉村長）の主催者挨拶、県農林水産部 農村基盤整備課主幹 武藤匡弘氏の来賓挨拶（課長代理）の後、講演では、県農林水産部 農村基盤整備課技師 蘇武恭兵氏より「福島県の農業集落排水事業について」、社団法人地域環境資源センター 技術監 佐藤進氏による「省エネ技術の検討状況について」と「農業集落排水施設の補修・更新、統廃合について」、それぞれ講演が行われた。



主催者挨拶：押山利一会長（大玉村長）



講師：県農村基盤整備課 蘇武技師



講師：地域環境資源センター 佐藤進技術監

平成30年度 小水力等発電技術力向上地方研修会

平成30年11月28日(水)13時より、福島県農業総合センター 多目的ホールにおいて「平成30年度 小水力等発電技術力向上地方研修会」を福島県農業水利施設小水力発電推進協議会主催により、県、市町村、土地改良区職員等約50名が参加して開催された。

研修会では、後藤庸貴会長（本会 専務理事）の挨拶の後、福島県農林水産部農村計画課 主査 渡辺泰氏より「農業水利施設小水力等発電に係る会計の適正化等について」の説明を受け、続いて全国土地改良事業団体連合会 企画研究部長 森井秀之氏より「農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入推進について」、水土里ネット福島 総務課課長補佐 斎藤佳久氏より「小水力等発電施設に係る複式簿記会計について」それぞれ講演が行われた。



講師：県農村計画課 渡辺主査



講師：全土連 企画研究部 森井部長



講師：水土里ネット福島 総務課 斎藤課長補佐

平成30年度 換地計画実務研修会

平成30年11月30日(金)午前、県土地改良会館 小会議室において「平成30年度 換地計画実務研修会」を県、市町村、土地改良区職員等約20名が参加して開催された。

研修会では、換地技術の強化をはじめ、換地業務の円滑な推進や換地業務等に関する知識の向上を目的に、県農林水産部 農地管理課主事 菊田早希子氏から「換地業務上の留意点及び異議処理」について、福島県農業振興公社 集積推進第一課 主幹 穴戸隆氏より「換地業務と農地中間管理事業の連携」について説明を受けた。



講師：県農地管理課 菊田早希子主事



講師：福島県農業振興公社 穴戸隆主幹

平成30年度 農地連坦化促進研修会

平成30年11月30日(金)午後、県土地改良会館 大会議室において「平成30年度 農地連坦化促進研修会」を開催し、県内各地区の換地委員、改良区役職員等約100名が安定的な経営体による農業構造を確立することを目的に、農地集積の取組みについて学んだ。

研修会では、県農林水産部 農村基盤整備課主査 荒川めぐみ氏より、「基盤整備事業実施地区における農地集積状況について」説明を受け、続いて土田北地区推進委員 遠藤功氏から「土田北地区における農地集積の状況報告」、倉村地区ほ場整備事業 組合長 湯田靖夫、檜原地区ほ場整備事業関係地権者会会長 菊地隆光氏、下郷町土地改良区職員 大竹めぐみ氏から「倉檜地区における農地集積の状況報告」と題し、各事例が発表された。



講師：県農村基盤整備課 荒川めぐみ主査



講師：土田北地区推進委員 遠藤功氏



講師：大竹氏、武藤氏、湯田氏、菊地氏

第16回 治右衛門の堰「あじさい祭り」 ～愛谷江筋はどこから流れてくるのかな？ 施設巡りバスツアー～

いわき市立夏井小学校の4年生19名を対象とした第16回治右衛門の堰「あじさい祭り」、「愛谷江筋はどこから流れてくるのかな？」施設巡りバスツアー（主催：愛谷江筋愛護会、共催：水土里ネット愛谷堰）が、平成30年6月27日(水)に開催された。

当日は晴天に恵まれ、参加した生徒達は水土里ネット愛谷堰 菅波事務局長の説明で、愛谷頭首工、北白土除塵機、新川サイフォンなどの施設を見学し、先人達の偉業と愛谷江筋の歴史を知り、改良区の役割と施設の重要性を学んだ。



愛谷頭首工で説明を受ける児童



北白土除塵施設で説明を受ける児童



排水機場で説明を受ける児童

「献上桃の郷 西根堰ふるさとウォーク」

平成30年9月1日(土)、「献上桃の郷 西根堰ふるさとウォーク」が水土里ネット西根堰、桑折町他で構成する実行委員会の主催で、開催された。

約500人の参加者は、桑折町ふれあい公園を発着点に桑折町内をガイドの説明を受けながら歩く「まなぶん6kmコース」、モモ畑や阿武隈川沿いなどを巡る「10kmコース」と、まなぶんと同コース「6kmコース」に分かれ、コース沿いに流れる

西根堰を見ながら歴史

に思いをはせ、元気に歩を進めた。

ゴール後には晩生種のもも「ゆうぞら」が振る舞われ、味わい、「食」も楽しんだ。

西根堰は西暦1618年に下堰、1624年に上堰の工事が始まり、下堰は着工年に完成し、平成30年に開削400年を迎えた。



芝堤頭首工での説明

千五沢ダム見学会

石川町母畑の千五沢ダムの見学会が、平成30年9月15日(土)に開催され、町内外から参加者が訪れた。見学会は、国営母畑地区管理体制整備推進協議会主催で、母畑地区土地改良区が管理する千五沢ダムを見学し、ダムに治水機能を加える工事内容を説明し、ダムの役割を理解してもらうことを目的に企画された。

参加者は、担当者からダムの役割、工事概要について説明を受け、また昼食には、おにぎりとなめこ汁が振る舞われたほか、イベントも行われ、子供たちは楽しい時を過ごした。



担当者よりダムの説明を受ける



ポップコーンと風船コーナー

栗本堰を訪ねる小学生勉強会

平成30年9月26日(水)、水土里ネット福島市主催による「栗本堰を訪ねる小学生勉強会」が行われ、地元の福島市立大笹生小学校の4年生13名が参加し、土地改良区が管理する施設の見学及び水質調査を体験した。

参加した生徒達は、頭首工や円筒分土工について水土里ネット福島市の担当者から説明を受け、施設の大きさに驚き、先人達の偉業に感心をしていた。

その後、生徒達は分土工（上流）と水路末端（下流）の水を、水質測定機器等を使用して調査を行い、水質の違いを自ら実感し、水の大切さを学んだ。



水質調査 (透視度)



水質調査 (CODバックテスト)



栗本堰



栗本堰円筒分水

第15回水土里ネット・施設めぐり健康ウォーク

土地改良施設を知ろう！

水土里ネット会津大川主催による、「第15回水土里ネット・施設めぐり健康ウォーク」が平成30年10月21日(日)に開催された。

当日は、参加者約60人が本郷運動場を元気よくスタートし、カワラク水路、御用地分水庭で、水と施設との関わりについて学びながら、最後に水車の広場等を巡る延長7kmのコースを楽しんだ。

カワラク水路及び水車の広場では、地域住民等による水路清掃活動が説明・紹介され、御用地分水庭では水土里ネット会津大川の職員から「この水はどこから流れてきて、どのように利用されているのか」が説明され、水利施設の重要さを学んだ。

ゴールでは、「おにぎり、飲み物」が参加者に振る舞われた他、お楽しみ抽選会も行われ、楽しい一日を過ごした。



白河市イベント「まるごと白河」

平成30年10月28日(日)、“白河市の魅力をまるごと発信”をテーマに「まるごと白河」(主催：まるごと白河実行委員会)が、白河駅前イベント広場で開催された。

イベントには、水土里ネットあぶくまが中心となった阿武隈川上流地区管理体制整備推進協議会が土地改良区や農業用水の役割等を市民などに広く知ってもらおうと、会場内ブースでパネルの展示、アンケートを行った。

協議会ブースには、多くの人がつめかけ、パネルや協議会からの説明をとおして土地改良区の役割、



身近にある農業用水の大切さについて広くPR

「西根堰開削400年記念式典」開催

平成30年11月16日(金)、西根下堰開削400年を記念し、伊達西根堰土地改良区主催で「西根堰開削400年記念式典」が開催された。

式典では、長年、西根堰の管理に尽力された功労者への感謝状が贈呈され、続いて福島県知事（代理出席）をはじめ各関係団体から祝辞が述べられた。

記念講演では、「西根堰の歴史について」と題し、桑折町生涯学習課歴史文化係長の井沼千秋氏の講演が行われた。

西根堰の起源は古く、江戸時代初期の元和4年（1618年）、当時の米沢藩主上杉景勝侯の元に工事に着手し、同年暮に延長14km余の水路を完成した。これが現在の西根下堰であり、その後、寛永元年（1624年）、上杉定勝侯の元に工事に着手し、寛永9年に延長29.2kmの水路が完成したのが、現在の西根上堰である。

現在、西根堰と呼ばれる二本の農業用水によって、福島県の北端、福島市と伊達市の一部、そして桑折町、国見町に農業用水を供給している。



佐藤秀雄 伊達西根堰土地改良区理事長の挨拶

「小川町土地改良区」解散記念式典（いわき市）

平成30年11月2日(金) 長年にわたり、いわき市小川地域の土地改良を推進・貢献してきた「小川町土地改良区」の解散記念式典が、グランパルティいわき（いわき市）で行われた。

小川町土地改良区は、昭和40年に赤井村、上・下小川の水利組合が合併して誕生して以来、ほ場整備をはじめ20余の事業、並びに維持管理など行ってきた。

式典では、草野弘嗣 小川町土地改良区理事長の挨拶に続き、福島県農林水産部長（代理出席）をはじめ、関係者より功績を称える祝辞が述べられた。

続いて、柳内喜久子事務局長より土地改良区53年間の実績報告がされて、閉会となった。



草野弘嗣 理事長の挨拶



柳内喜久子事務局長より53年間の実績報告

「ふくしま むらの輝き2018」 写真コンテスト

福島県多面的機能支払推進協議会が主催する「ふくしま むらの輝き2018」写真コンテスト審査会が、平成30年12月21日(金)に福島市の県土地改良会館で行われた。

本コンテストは、写真を通して農村の「良さ」を再発見するとともに、この大切な農村風景を知恵と工夫で守っている多面的機能支払交付金による対策を多くの方に知っていただくことで、農業・農村への理解を深めてもらうことを目的に毎年、行っている。

本年度も数多く寄せられた作品の中から審査会で優秀作品が決定された。

最優秀賞に決定した鈴木さんの応募作品には、夕日が早苗の田圃を茜に染める時、暮れなずむ時を惜しむかように農婦が補植をする棚田の風景が映し出されている。

◎【最優秀賞】テーマ共通



「落陽の刻」(撮影地：北塩原村) 鈴木彦三さん

「ふくしま むらの輝き2018」写真コンテスト受賞者

(敬称略)

テーマ区分	表彰区分	タイトル	表彰者氏名	表彰者住所
テーマ共通	最優秀賞	落陽の刻	鈴木彦三	福島市
地域ぐるみ活動	優秀賞	正月飾りのお送る日	太田昭子	いわき市
		田植え	中村邦夫	三春町
	入選	お田植楽しいな	池上和夫	郡山市
		古代米地域収かく祭	三瓶政雄	郡山市
		福寿草祭りは除雪からはじまります	大塚美恵子	喜多方市
農村風景	優秀賞	満開桜の中で	宇佐見富士夫	須賀川市
		夕べにいそしむ	高橋直裕	福島市
	入選	秋の収穫	添田義弘	石川町
		一息	齋藤俊典	福島市
		変化と不変と	浅野良	福島市

◎地域ぐるみ活動
【優秀賞】



「正月飾りのお送る日」 太田昭子さん



「田植え」 中村邦夫さん

◎農村風景
【優秀賞】



「満開桜の中で」 宇佐見富士夫さん



「夕べにいそしむ」 高橋直裕さん

入選



「お田植楽しいな」
池上和夫さん



「古代米地域収穫祭」
三瓶政雄さん



「福寿草祭りは除雪からはじまります」
大塚美恵子さん

入選



「秋の収穫」
添田義弘さん



「一息」
齋藤俊典さん



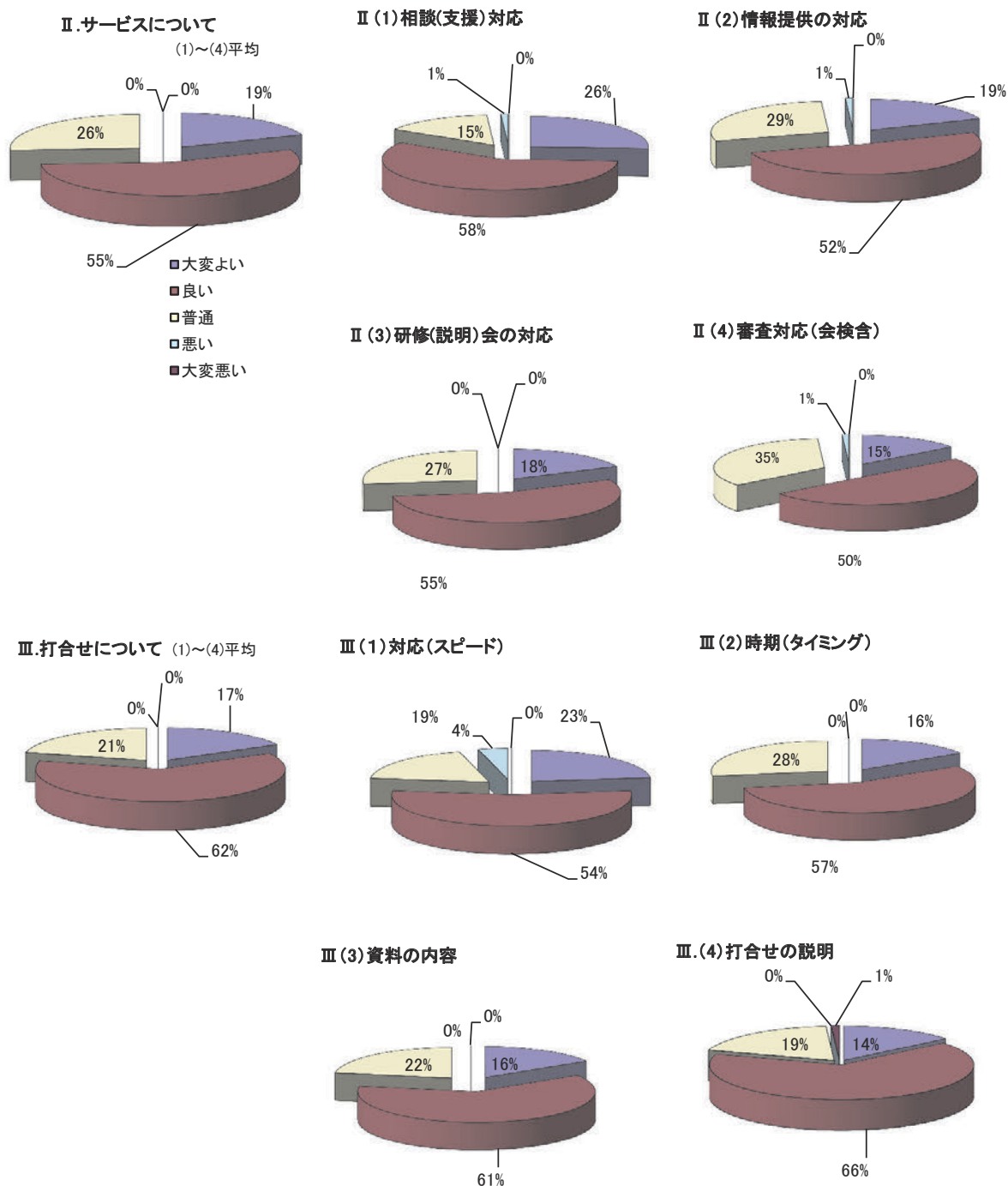
「変化と不変と」
浅野良さん

水土里ネット福島に対するアンケート調査結果

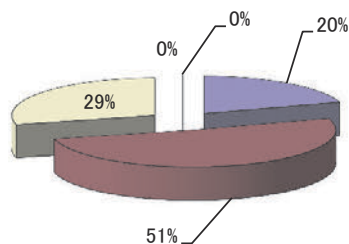
ISO9001 顧客満足調査結果（2017年度）

本会では、「現在及び将来の顧客ニーズ」を理解するとともに、顧客要求事項を満たし、顧客の期待を越えるように努力するため、会員の皆様にアンケート調査を行っています。

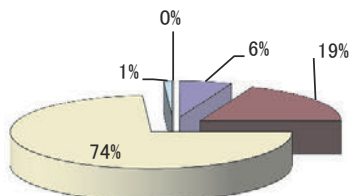
業務の着手から納品まで、手順に基づきプロセス監視を行っておりますが、もし不手際等によって、皆様にご迷惑をおかけした場合には、速やかに是正・改善を図るべく対処してまいりますので、今後ともご理解、ご協力をお願いします。



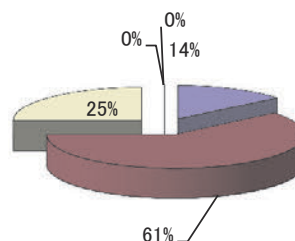
IV.納品について (1)～(7)平均



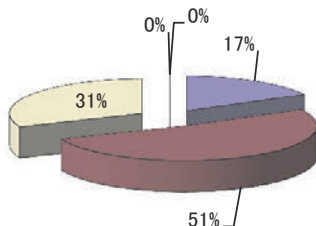
IV(1)工期遵守



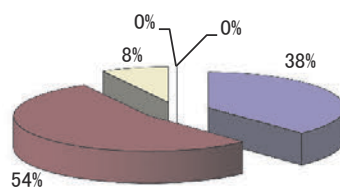
IV(2)説明



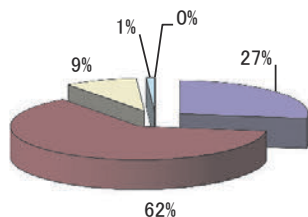
IV.(3)品質



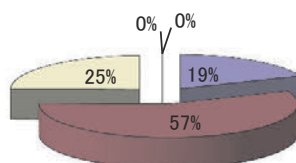
IV(4)態度・マナー



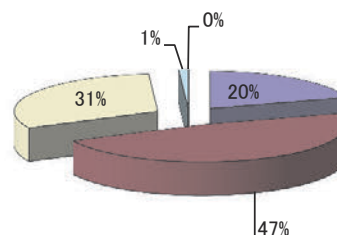
IV(5)支援・協力



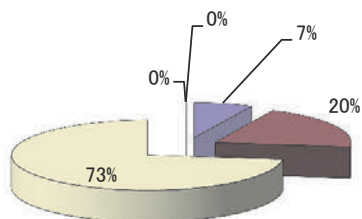
IV(6)業務の正確度



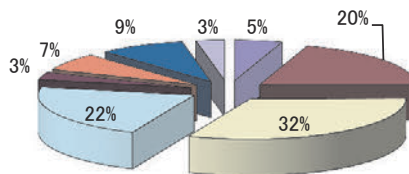
IV(7)業務の速度



V.価格について

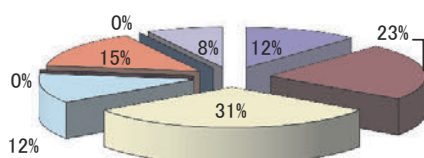


VI.今後の事業・制度について
(新規拡充を期待・要望)



- 生産基盤整備
- 土地改良区組織員営強化
- 土地改良施設管理支援
- 多面的機能支払
(農地・水・環境保全向上対策)
- 資源循環・環境保全対策
- 農村の総合的整備
- 農業集落排水整備
- その他

VII.県土連の今後の事業・制度に
対する支援について
(期待・要望)



- 生産基盤整備
- 土地改良区組織員営強化
- 土地改良施設管理支援
- 多面的機能支払
(農地・水・環境保全向上対策)
- 資源循環・環境保全対策
- 農村の総合的整備
- 農業集落排水整備
- その他



県内の土地改良区ホームページをご紹介します。

- 福島市土地改良区 <http://fukutokai.web.fc2.com/>
- 伊達西根堰土地改良区 <http://sky.geocities.jp/datenishine/>
- 安積疏水土地改良区 <http://www.asakasosui.jp/>
- 矢吹原土地改良区 <http://yabukihara.org/>
- 会津北部土地改良区 <http://www.aizuhokubu.or.jp/>
- 会津宮川土地改良区 <http://www.aizumiyakawa.jp/>
- 戸ノ口堰土地改良区 <http://www.tonokutiseki-tochikairyoku.com/>
- 南相馬土地改良区 <http://midorinet-minamisoma.jp/>
- 請戸川土地改良区 <http://www.ukedogawa.jp/>
- 愛谷堰土地改良区 <http://www8.plala.or.jp/aiya/>
- 鮫川堰土地改良区 <http://www.ac.auone-net.jp/~samegawa/>

土地連の登録内容及び有資格者数

土地連の登録内容（H31.1.1現在）

登録内容	登録年月日・登録番号
ISO9001:2015/JISQ9001:2015 マネジメントシステム登録 	H30.2.16付更新 登録証番号 JQA-QMA13143
建設コンサルタント	H27.12.3付更新 建27第7079号 農業土木部門
計量証明事業登録	H7.7.3付登録 第環34号
測量業者登録	H27.9.7付更新 登録第(2)-032811号
浄化槽保守点検業者登録	H30.5.14付更新 福島県知事登録第1353号 H30.5.14付登録 福島市長登録第26号
農業農村整備事業 発注者支援機関認定	H28.3.31付認定 第1607号

各種有資格者数（H31.1.1現在）

NO	資格名称	資格人数
測量業者部門	1 測量士	19
	2 測量士補	22
	3 GIS 1級	1
建設コンサルタント部門	4 技術士（農業部門）	6
	5 技術士補（農業部門）	22
	6 技術士補（環境部門）	1
	7 R C C M（農業土木）	4
	8 R C C M（下水道）	1
	9 2級建築士	1
建築コンサルタント部門	10 環境計量士	1
計量証明事業部門	11 土地改良換地士	10
換地部門	12 土地改良補償業務管理者	5
集落排水、維持管理部門	13 上級農業集落排水計画設計士	4
	14 農業集落排水計画設計士	1
	15 浄化槽技術管理者	13
	16 浄化槽管理士	13
各部門関連資格	17 農業水利施設機能総合診断士	1
	18 農業水利施設補修工事品質管理士	2
	19 農業農村地理情報システム技士	2
	20 農業土木技術管理士	1
	21 土地改良専門技術者	7
	22 1級土木施工管理技士	5
	23 2級土木施工管理技士	1
	24 第三種電気主任技術者	1
	25 2級管工事施工管理技士	1
	26 浄化槽設備士	2
	27 公害防止管理者	1
	28 会計指導員	5

お知らせ：「農家のみなさんへ」の放送内容は、水土里ネット福島のホームページに掲載しております。

ホームページアドレス <http://www.midorinet-fukushima.jp> にて、ご愛読くださるようお願い致します。

農業農村整備の調査測量設計・農業集落排水事業・換地業務・確定測量・その他土地改良事業のご相談は



福島県土地改良事業団体連合会

〒960-8502 福島市南中央三丁目36番地